

冬のくらし ガイドブック



**ルール・マナーを守り
みんなの力で冬を快適に過ごしましょう！**

(道路への雪出しは危険や迷惑がいっぱいです)

岩 見 沢 市

目 次

除排雪について知っていただきたいこと

■除雪編	1
■排雪編	2
■その他の雪対策編	3

冬の生活におけるルール・マナー	4
-----------------	---

除排雪についてよくある質問（Q & A）	6
----------------------	---

岩見沢市の現況

■降雪・積雪と除排雪経費の状況	8
-----------------	---

雪対策の実施内容

■除排雪対策本部の体制	9
■除排雪事業	9
1 主な取組内容	
2 除雪の出動の目安と作業時間	
3 雪堆積場（市民雪堆積場・地域雪堆積場）	
■情報提供	1 1
1 情報提供の手段と内容	
■高齢者等への支援	1 2
1 豪雪パトロール	
2 冬のくらし支援事業	
■市民との協働	1 3
1 地域自主排雪支援制度	
2 町会等除雪ボランティア支援事業	
3 除雪ボランティア	
■安全対策	1 3
1 空き家対策	
2 雪下ろし安全装備	

冬の生活に関する注意事項

■水道の凍結防止	1 5
■雪庇（せっぴ）対応	1 5
■家の周りの点検	1 5
■家庭用除雪機による事故防止	1 6
■雪みち転倒防止対策	1 7
■その他の注意事項	1 7

今年も雪のシーズンがやってきました。岩見沢市は、市民の皆さんが冬でも安全安心で快適に生活することができるよう、迅速かつ円滑な除排雪の実施や高齢者等への支援など総合的な雪対策に取り組んでいます。

しかし、すべての雪処理を行政だけで対応していくには限界があり、雪国での生活を快適に過ごすためには、市民の皆さん一人ひとりの理解と協力が必要となります。

このガイドブックは、岩見沢市の雪対策を理解していただくとともに、各家庭においては雪処理に関するルールやマナーをしっかりと守る、各地域においては共に助け合い協力していく、事業者においては迅速かつ的確な除排雪に努めるなど、行政・市民・事業者が一体となって雪対策に取り組み、「ケガなく、事故なく、誰もが安心して冬を過ごせるよう、みんなの力で冬を乗り切る」という思いを込めて作成しました。

市民の皆さんが安全に安心して生活していくため、市は全力で雪対策に取り組んでいきます。市民の皆さん、市、除雪業者が「理解・協力・協働」しながら、冬を快適に過ごせるよう、ご理解とご協力をお願いします。

除排雪について知っていただきたいこと

■ 除 雪 編

1 朝までに皆さんが道路を使えるようにするには、雪をかき分けるだけで精いっぱい

市内全域に雪が降れば一斉に除雪を行うことになります。

その距離は約960km。新雪の除雪は、通常深夜から通勤・通学時間までに行うようにしていますが、限られた予算と除雪機械・オペレーターですべての道路を使えるようにするには、市民の理解と協力が必要です。

2 朝方のドカ雪は、除雪が間に合わないことがあります

新雪の除雪は、10cm以上の降雪が予測されるときに出動することとしており、通常は、交通量の少ない深夜から通勤・通学時間までの間に作業します。しかし、明け方から急に雪が降ったり、断続的に降り続いたりするような場合は、除雪が間に合わないことや、通勤・通学の時間帯と重なり交通の混雑や事故が心配されるときは、除雪を見合わせる場合があります。

3 路面が悪い状態のときには、「路面整正」を実施

雪が平らに踏み固まっていて車が走りやすい道路も、車の往来や気温の変化で融けたり凍ったりを繰り返すうちに、凸凹（デコボコ）やワダチになることがあります。

このように路面の状態が悪いときには、路面を平らにするため、凸凹などを削り、雪を道路脇に寄せる「路面整正」という作業を行っています。

4 道路の幅を広げるために、「拡幅除雪」を実施

何度も雪が降り、除雪を繰り返すことで、道路脇の雪山はどんどん大きくなり、道幅は狭くなっていきます。こうした時には狭くなった道路の幅を広げるため、タイヤショベルなどで地域雪堆積場に雪を押し込むなどの「拡幅除雪」を行っています。

<除排雪機械の種類と用途>

① タイヤショベル

- ・前についているプラウで雪を寄せたり、路面の圧雪を削ったりする機械です
- ・小回りが利くので道幅の狭い道路での作業に利用します
- ・主に、生活道路の新雪除雪や路面整正で利用します



② 除雪専用車

- ・前についているプラウで雪を寄せたり、車体中央下部についているブレードで路面を削ったりする機械です
- ・車体後方についているブレードで雪山を削ることもできます
- ・主に、幹線道路の新雪除雪や路面整正などで利用します



③ 大型ロータリ車

- ・前面についているロータリ装置を高速で回転させ、雪を砕いて掻き込み、遠くに飛ばす機械です
- ・雪を雪山に積み上げたり、ダンプに積み込んだりすることができます
- ・主に、運搬排雪などで利用します



④ 小型ロータリ車

- ・除雪幅が約 1.3～1.5mのロータリで、雪を砕いて掻き込み、飛ばす機械です
- ・主に、歩道除雪などで利用します



■ 排 雪 編

1 排雪は、とても大変な作業

排雪作業は、使う機械の種類も、作業員の人数も、除雪よりたくさん必要な大がかりな作業です。

また、作業のスピードを比べても、除雪はひと晩に1台の機械で、約8kmできるのに対し、排雪は朝から晩まで作業をしても1日に1班で、約1kmしかできないのです。

2 排雪の費用は、除雪費用の80倍

道路の除雪費用は、回数ではなく、路線の距離と総降雪量の基準により積算しています。この基準をもとに平均で計算すると、除雪は1km当たり約3.0万円の経費がかかります。

しかし、排雪は、1km行うのに約240万円もの経費がかかります。このため、排雪の回数や距離が多くなるほど、たくさんの費用がかかります。

3 運搬に必要なダンプも足りない状況

雪の運搬に欠かせないのがダンプ。ところが近年は、どの地域でもダンプの台数は減少しています。もともとダンプは、排雪専用ではなく、夏の間は道路や建物などの工事で使用されていますが、長引く不況で、建設会社が減ったり、雪対策事業から撤退したりするなどにより、ダンプの台数も減少している状況です。このため、排雪に必要なダンプを確保するのに、とても苦勞しています。

4 排雪の距離や回数を増やすのは難しい

排雪を行うことで道幅が広がり、車の流れもよくなります。また見通しもよくなり、雪かきも楽になります。しかし、現実には、「たくさんの機械と人手が必要」、「ダンプが減ってきている」、「多くの費用がかかる」などの問題があり、排雪を増やすことは難しくなっています。

5 自宅の雪は、敷地内に堆積するか、業者へ依頼

排雪が入るからと玄関前や車庫前の雪、屋根の雪などを道路に出すと、作業にかかる時間、機械、人、お金はどんどん増えます。また、排雪作業が予定どおり進まないと、翌日以降の作業にも影響し、本来予定していた路線の排雪ができず、多くの方に迷惑がかかります。このため、各家庭の雪は、道路へ出さず敷地内に堆積するか、業者に依頼するなど、自らの責任で処理するようお願いします。

■ その他の雪対策編

1 地域雪堆積場(雪押し場)としての提供にご協力を

降雪が続くと道路除雪の際に雪を押し場所がなくなり、十分な除雪ができなくなります。

雪を押し込む場所が多いほど、道路環境の改善と市民生活が向上することから、利用可能な空き地がありましたら雪押し場としての提供をお願いします。

詳しい内容は、11ページをご覧ください。

2 メールサービスをご利用ください

市は、災害の発生や避難情報等の災害情報のほか、気象・地象情報、防犯情報、除排雪に関する情報（排雪作業に伴う通行止め情報など）を配信しています。

メールサービスの登録は無料です。（※メールサービスにかかる通信料は自己負担となります。）

【登録方法】（携帯電話、パソコンのどちらでも登録できます）

<t-iwamizawa@sg-p.jp>にメールを送信してください。すぐに登録用メールが届きますので、本文のリンク先にアクセスし、案内に従って登録してください。

QRコードを読み取り、メールを送信することもできます。



(PC・スマホ用)



(フィーチャーフォン用)

※ 機種によってQRコードの読み取りができない場合や、メールが返信されない場合があります。その場合は、防災対策室までお問い合わせください。

除排雪の効果を高め、また道路交通や除排雪作業の安全確保、快適な地域生活を推進するため、次のルール・マナーを守りましょう。

市民一人ひとりのご理解とご協力があると、除雪効果は何倍にもなりますので、市民の皆さんのご協力をお願いします。

◆ 道路に雪を出さないで！

道路への雪出しは、道路幅が狭くなり、交通障害や事故の原因となりますので、絶対にしないでください。

敷地内の雪は道路に出さず、敷地内に堆積するか、業者に依頼するなど、自らの責任で処理してください。道路に雪を出すと、排雪作業が遅れたり、必要以上に排雪をしなくてはならなくなるなど、多くの費用がかかることになります。

◆知ってますか？「道路への雪出し」は道路交通法違反です

物件をみだりに道路に置くなど、道路における交通の危険を生じさせ、又は交通の妨害となるおそれがある行為は、法律違反で、罰則があります



◆ 路上駐車は絶対しないで！

路上駐車は除雪の大敵です。除雪ができないだけでなく、渋滞の発生や緊急車両の通行の妨げにもなるため、絶対にしないでください。

◆ 知ってますか？「路上駐車」は自動車の保管場所の確保等に関する法律違反です

道路上の場所を自動車の保管場所として使用したり、道路上の同一の場所に長時間駐車したりする行為は、法律違反で、罰則があります



◆ ごみ出しは収集日の朝に！

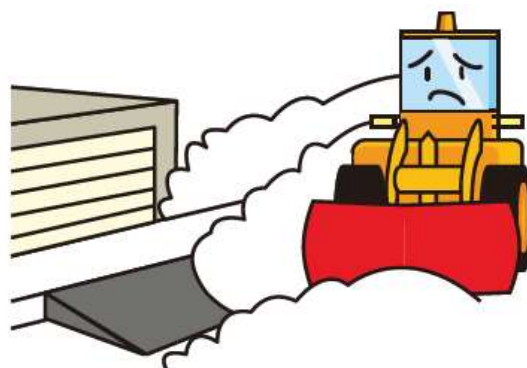
収集日の前日にごみを出し、その後の降雪によりごみ袋の上に雪が積もると、除雪車が気づかずに引っかけてごみが散乱する場合があります。家庭のごみや資源物は決められた収集日の朝に出しましょう。



◆ 車道との段差解消プレートは置かないで！

車道との段差を解消するプレートや上り石があると、除雪車が引っかけて損傷したり、プレートなどによって他の工作物を破損したりするといった事故のおそれがあり、大変危険です。

これらの障害物は取り外していただき、事故を未然に防ぐとともに、道路をできるだけ広く除雪することにご協力願います。



◆ その他、雪に関する市からのお願い

- ◇ 児童・生徒の通学路の確保、安全対策にご理解を（道路には雪を堆積しない）
- ◇ 作業中の除雪車には近づかない（除雪作業中は危険なため近寄らない）
- ◇ 河川や排水路には投雪しない（融雪に伴い水があふれる危険があるので投雪しない）

除排雪についてよくある質問（Q&A）

市は、今年も除排雪を中心に総合的な雪対策を行い、市民の安全安心と快適な暮らしを目指し全力で取り組んでまいります。この実現のためには市民の皆さんのご理解とご協力が必要です。

ここでは、除排雪などについて、よくある質問をお知らせします。

Q1 どんな時に除雪をするの？

除雪車は、降雪量が10cm以上予測されるときに出動します。

ただし、路面状況やその後の天気予報等によっては、10cmに満たなくても出動する場合や、逆に気象状況により出動を見送る場合があります。

Q2 除雪はいつまでにするの？

除雪車は、降雪予報や降雪状況を確認しながら、交通への支障が少ない深夜に出動し、数時間をかけて地域の除雪を行います。

除雪作業の完了は、通勤や通学を考慮し、午前7時までを基本としています。

Q3 朝、道路に雪が積もっているのに、除雪しない時があるのはなぜ？

朝方に集中した降雪があり、午前7時までに作業を終えることができないと予想されるとき、除雪車の出動を見送る場合があります。その場合は、状況をみて日中の作業をするか、翌日の除雪に持ち越すかなどを検討します。

また、除雪をした後に大量に雪が降ると、除雪していないように見える場合があります。

Q4 なぜ家の前に雪を置いていくの？

除雪は、限られた時間内での作業となることから、「雪を道路の左右にかき分ける方式」をとっています。このため、かき分けた雪が各家庭の玄関前や車庫前に寄せられますが、その雪の処理は各家庭でお願いします。

Q5 雪かきした後に、除雪車でかき分けた雪を置かないでほしい

除雪作業は、一晩かけて行われるため、午前2時頃に除雪する道路もあれば、午前6時頃に除雪する道路もあります。「せっかく家の前の雪かきしたのに、除雪車が雪を置いていった」という電話が寄せられることがあります。除雪機械の構造や限られた時間内での作業となるため、各家庭での雪かきの状況に合わせた道路除雪を行うことはできないことをご理解願います。

Q6 除雪車がなかなか来ないことがあるのはなぜ？

降雪状況のほか、除雪車の台数には限りがあることや、除雪の距離、あるいは道路が狭かったり、障害物があつたりして時間がかかることがあるためです。

Q7 なぜ同じ道路ばかり排雪するの？

排雪は、対象路線の中でも、雪堆積場への運搬路やバス路線などの幹線道路を優先して行っているためです。

排雪は、随時、職員が道路の交通状況をパトロールし、降雪状況を勘案した中で効率的な作業ができるよう実施しています。

Q8 なぜ昼間の交通量の多い時間帯に排雪しているの？

国道や道道は交通量が少ない夜間・深夜に排雪をしていること、また市が行う市道の排雪専用の雪堆積場は住宅地近郊にあり、その騒音に配慮して、昼間に作業しています。

これは、少しでも多くのダンプやオペレーターを確保し、効率よく排雪を行うためのものです。排雪時には交通規制が伴い、市民の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、この実情をご理解していただくとともに、排雪作業により通行止めとなっている場合には、他の道路へ迂回していただきますようご協力をお願いします。

Q9 なぜ生活道路は排雪してくれないの？

バス路線や主要幹線などを対象として排雪を行っていますが、限られた予算で行っているため、生活道路までを市が排雪することはできません。

生活道路の排雪は、地域と協働で行う地域自主排雪支援制度がありますので、町会・自治会等でこの制度の利用についてご検討願います。

Q10 高齢者だけの生活で、家には除雪ができる人がいないが、どうしたらいいの？

自力で除排雪が困難な高齢者等の世帯に対する日常生活の安全確保を図るため、社会福祉協議会と連携し、地域（町会等）のボランティアによる除排雪の支援事業（町会等除雪ボランティア支援事業）を行っています。

詳しくは、社会福祉協議会又は市高齢介護課にお問い合わせ願います。

Q11 屋根の雪が道路や歩道に落ちた場合、どうしたらいいの？

家屋の所有者が責任を持って処理してください。そのまま放置すると、通行の妨げになったり、近隣の方々の迷惑となったりします。



岩見沢市の現況

■降雪・積雪と除排雪経費の状況

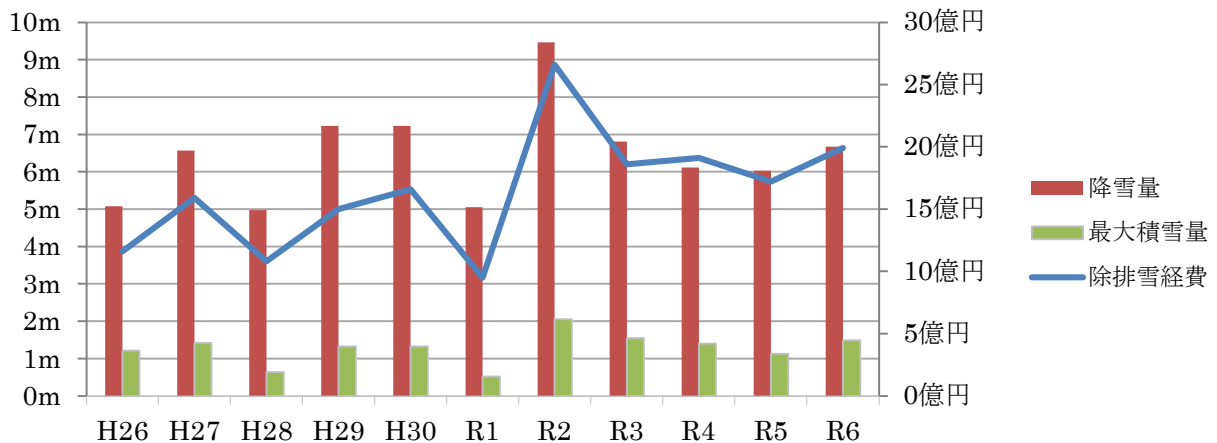
岩見沢市は、冬になるとシベリア大陸から吹く季節風の影響を受け、雪の多い地域として知られており、特別豪雪地帯の指定を受けています。

また、除排雪経費は、その年の降雪量との関連が強くなっており、令和 2 年度は最大積雪深が 2m を超え記録的な大雪となり、それに伴い除排雪経費も 20 億円を超えています。

(1) 過去 10 年間の状況（気象庁統計値）

年度	総降雪量	最大積雪深	除排雪経費
H26	508 cm	121 cm	11 億 6,945 万円
H27	657 cm	142 cm	15 億 9,611 万円
H28	497 cm	64 cm	10 億 8,486 万円
H29	723 cm	132 cm	15 億 0,476 万円
H30	722 cm	132 cm	16 億 6,012 万円
R1	505 cm	52 cm	9 億 4,541 万円
R2	946 cm	205 cm	26 億 6,263 万円
R3	681 cm	155 cm	18 億 5,735 万円
R4	611 cm	140 cm	19 億 0,607 万円
R5	603 cm	113 cm	17 億 2,057 万円
R6	667 cm	149 cm	19 億 9,292 万円

降雪量と決算額の関係



(2) 過去における上位 5 位までの数値（気象庁統計値）

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
総降雪量	1,112 cm (昭和 44)	1,040 cm (平成 23)	1,026 cm (昭和 35)	1,019 cm (昭和 39)	1,005 cm (昭和 28)
最大積雪深	208 cm (平成 23)	205 cm (令和 2)	180 cm (昭和 44)	168 cm (昭和 39)	165 cm (平成 17)

雪対策の実施内容

■除排雪対策本部の体制

降雪期における道路交通の確保と市民が安全安心で快適に生活することができるよう、毎年11月中旬から3月末まで除排雪対策本部を設置し、雪対策を推進しています。

担 当 班	主 な 業 務 内 容
除排雪計画・管理・処理班	除排雪の計画・管理・処理、道路パトロール、直轄機動班、緊急市民対応など
情報・高齢者世帯等対策班	情報の収集と提供、安全対策、豪雪パトロールなど
空き家対策班	空き家調査、公道への落雪防止、危険回避の緊急措置など

※その他、必要に応じて担当部署が連携し、全庁的な体制で雪対策に取り組みます。



除排雪作業



空き家対策



豪雪パトロールの様子



■除排雪事業

1 主な取組内容

◇迅速かつ効率的な除排雪の推進

- ・除雪工区内の共同企業体（JV）による作業の効率化
- ・バス路線・主要幹線を中心とした除排雪による交通の確保
- ・直轄機動班による迅速かつ緊急的な対応
- ・的確な排雪計画や国、道との連携強化による路線の確保

◇地域自主排雪支援制度の活用による道路環境の向上や地域除雪センターの推進

◇市民雪堆積場（雪捨て場）及び地域雪堆積場（雪押し場）の拡充

◇パトロールの強化や関係機関との連携による雪出し、路上駐車などの防止対策

2 除雪の出動の目安と作業時間

<出動の目安>

新雪除雪	降雪量が10 cm以上予測されるとき
路面整正	路面がワダチ状になり、交通障害が予測されるとき 降雨や気温の上昇により融雪が進み、通行に支障を及ぼす事態が予測されるとき
拡幅除雪	道路幅員が狭くなったり、見通しが悪くなったり、通行に大きく支障を及ぼす事態が予測されるとき

<作業時間>

目標完了時刻	午前7時（気象状況により変更あり）
--------	-------------------

3 雪堆積場

《市民雪堆積場(雪捨て場)》

市民の皆様が自らトラック等で雪を運び込む雪堆積場(雪捨て場)を確保し、開放しています。

- ◇ 開設箇所 → 日の出町・岡山町・栗沢町(由良)・上幌向町
- ◇ 開設期間 → 3月上旬まで(土・日も利用できます)



＜利用上の注意事項＞

- ・雪堆積場内では管理員の指示に従ってください
- ・雪と一緒にゴミを持ち込まないでください
- ・搬入車両が混み合ってきたときは、事故防止のためにお待ちいただくことがあります

※雪の搬入量による閉鎖、年末年始に伴う閉鎖、利用時間等は雪堆積場ごとに異なる場合があります。詳しくは広報紙や市ホームページでご確認ください。

《地域雪堆積場(雪押し場)》

住宅地における雪処理対策として、道路除雪の際、除雪業者が除雪機械で雪を押し込む地域雪堆積場（雪押し場）として利用可能な用地（空き地など）を募集しています。

項 目	内 容
要 件	・住宅地で利用可能な用地（空き地など）であること ・所有者は、無償で用地を提供していただきます
方 法	・地域で利用可能な用地がある場合は、町会・自治会が所有者の承諾を得たうえで市に連絡してください ・用地の提供に協力していただける土地所有者は、市に連絡してください
その他	・用地の場所や広さによって、利用方法は異なります ・雪堆積場として使用した後、用地に残ってしまったごみは、ごみ拾いは町内会、集めたごみは市が収集します。 ・原則、排雪は行いません。



■情報提供

1 情報提供の手段と内容

市民の安全安心や利便性の向上を図るため、いろいろな手段で、道路除排雪情報や冬の住まいや暮らしに関する情報を提供しています。

情報提供手段	排雪に伴う 通行止め	積雪・降雪情報	荒天、路面・落 雪への注意喚起	豪雪パトロール 活動状況
▼市ホームページ	●	●	●	●
▼メールサービス	●		●	
▼SNS (X、Facebook、LINE)	●		●	●
▼Yahoo!防災速報			●	
▼市民気象情報ホームページ		●		
▼ラジオ放送 (FM はまなす)	●		●	
▼街頭有線放送 (IHK)	●		●	
▼デジタルサイネージ (市役所本庁)	●	●	●	
▼デジタルサイネージ (北村・栗沢両支所、市立病院、であえーる、コミュニティプラザ、健康ひろば、まなみーる)			●	

※上記以外にも、公共交通機関運行状況、道道・市道の吹雪等による通行止め、臨時休校状況などを市ホームページで情報提供しています。



■高齢者等への支援

1 豪雪パトロール

冬の暮らしにおける高齢者世帯などの安全安心を確保するため、除雪支援等が必要と思われるときは、全庁体制による豪雪パトロールを行っています。

対 象 世 帯	町会等除雪ボランティア支援世帯、障がい者世帯、75 歳以上の独居高齢者世帯など（集合住宅は除く）
調査支援事項	間口、雪庇、ストーブ給排気筒などの状況調査及び除雪支援 （※屋根の雪下ろしなど危険が伴う作業は行っていません。）

2 冬の暮らし支援事業

自力で除排雪が困難な高齢者や障がい者世帯に対して、「屋根の雪下ろし」や「間口の置き雪除雪」、「定期排雪」の費用の一部を助成しています。

対象世帯要件

市内の一戸建て住宅に住む、下記のすべてに該当する世帯

○当該年度の市民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯

○世帯構成が高齢者世帯、障がい者世帯のいずれかに該当

- ・高齢者世帯 → 世帯の全員が70歳以上の世帯（当該年度の末日時点）
- ・障がい者世帯 → 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを
お持ちの方がいる世帯

※同じ敷地（隣接含む）に住んでいる方全員を同一世帯とします。

※生活保護世帯、店舗や事業所、集合住宅は対象になりません。

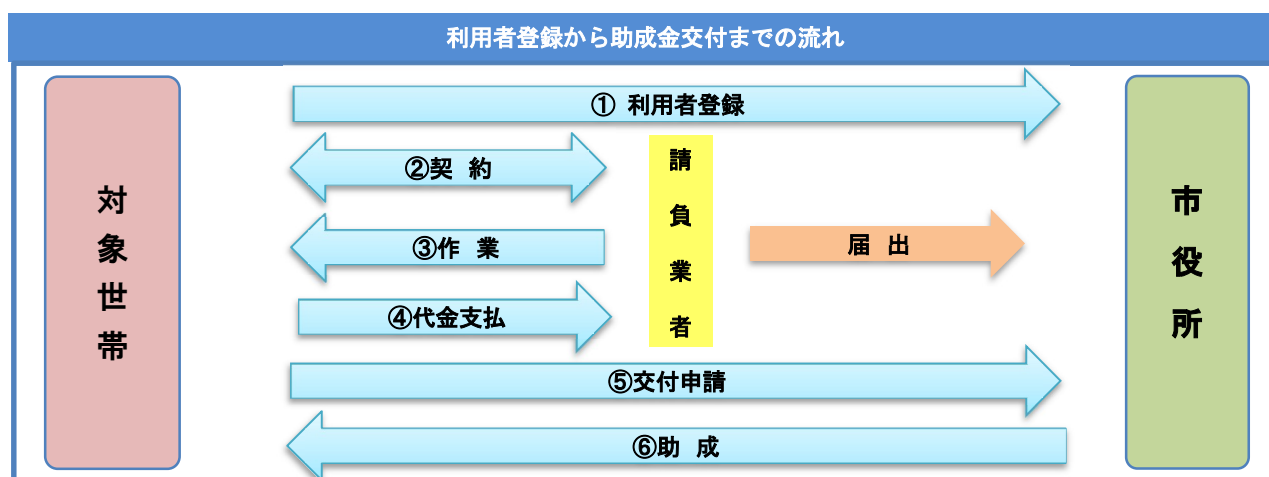
※70歳未満であっても、病気・けがにより除雪ができない方で、助成を希望される方は
お問合せください。

助成内容

助成内容	対象作業		助成額		備考
			助成割合	上限額	
①雪下ろし助成	雪下ろし作業、雪下ろし後の運搬排雪など	1回あたり	費用の1/2	2万円	利用回数 上限2回
②間口除雪助成	道路除雪後の間口の置き雪の処理など	1シーズン	費用の1/3	2万円	どちらか一方のみ利用できます
③定期排雪助成	運搬排雪（10回以上のシーズン契約）			1万5千円	

助成を受けるには事前に利用者登録が必要です。

詳しい内容については、高齢介護課までお問い合わせください。



■市民との協働

1 地域自主排雪支援制度

町会・自治会等の地域団体が自主的に地域内の生活道路の排雪を行う場合、除雪機械の借り上げや排雪作業に伴う交通誘導員に要する費用を支援しています。

◇ 費用負担 →町会・自治会等は、ダンプ借上料を負担

→市は、大型ロータリ除雪車、除雪ドーザ、交通誘導員に要する費用を負担

2 町会等除雪ボランティア支援事業

自力で除排雪が困難な高齢者等の世帯に対する日常生活の安全確保を図るため、社会福祉協議会と連携し、地域（町会・自治会等）のボランティアによる除排雪の支援活動を行っています。

3 除雪ボランティア

市との連携により社会福祉協議会では、除雪ボランティアを募集し、自力で除雪が困難な高齢者の世帯などに対する支援活動を行っています。

項 目	内 容
作業内容	スコップ等の人力による、出入り口の拡幅・屋根から落ちた雪・住宅周りの除雪作業（窓・給排気筒など） ※屋根の雪下ろしなど危険の伴う作業は行っていません。
作業時間	午前 10 時～午後 3 時（うち、2 時間程度）
活動期間	12 月下旬から 3 月上旬を予定
そ の 他	・ ボランティア活動者は事前登録が必要です ・ ボランティア活動保険は、社会福祉協議会で加入します

※詳しい活動内容やボランティアの登録については、岩見沢市社会福祉協議会（22-2960）にお問い合わせください。（ホームページ <http://www.iwamizawa-syakyo.or.jp/jyosetsu> ）



社会福祉協議会の
ホームページ



■安全対策

1 空き家対策

近年、適正な管理が行われていない空き家が増えています。

市では、降雪前や冬期間において管理不全の空き家のパトロールを実施して状況把握を行っており、必要に応じて文書や口頭で所有者に雪下ろしを促す指導を行っています。

＝ 空き家の所有者の方へ ＝

屋根に積もった雪を放置し、建物の倒壊や落雪で隣家や通行人などに被害を与えた場合、建物の所有者が責任を負うことになります。

空き家の所有者の方は、管理不全の状態を放置せず、降雪・積雪の状況や暖気の状況に十分注意し、定期的な雪下ろし等の適正な管理をお願いします。

また、冬期間の積雪により倒壊のおそれのある空き家は解体や補修の検討をお願いします。

《不良空家除却補助金のご案内》

市民の安全と生活環境の保全のため、周囲の環境に悪影響を与える不良空家の除却費用の一部を補助しています。

補助を受けるためには、「**事前調査申請**」が必要です。市で不良空家に該当するかを調査し、各種要件を満たす方が補助金の交付対象者となります。

項 目	内 容
補助対象住宅要件	・事前調査の不良度測定による評点が100点以上の不良住宅 ・概ね1年以上居住その他の使用がなされていない専用住宅、共同住宅、長屋等
補 助 対 象 経 費	不良空家の除却工事に要する経費（消費税相当額を除く） ※家財道具・機械・車両等、動産の処分費を除く
補 助 金 の 額	補助対象経費の2分の1で、限度額は50万円（千円未満切捨て）
受 付 期 間	事前調査申請は、例年、4月～5月頃に受付しております。 ※詳しくは、市HPや広報誌でご案内いたします。

不良空家とは



家の基礎や柱が破損し、外壁や屋根がはがれ下地が露出しているものなど。

その他、補助対象となる方や工事の要件があります。詳しくは、市民連携室までお問い合わせください。

2 雪下ろし安全装備

例年、雪下ろし作業に伴うケガや事故が発生しています。

高齢者や未経験者の方は、無理をせず、業者に依頼しましょう。

また、市では雪下ろし安全装備の無料貸出を行っていますので、ご希望の場合は防災対策室までお問い合わせください。

項 目	内 容
貸 出 用 具	安全帯、ロープ（金具付き）、ヘルメット
貸 出 対 象	岩見沢市内に居住、通勤している方、市内で活動する団体等が市内で使用する場合（※営利活動には使用できません。）
貸 出 期 間	原則、3日間
受 付 日 時	土日、祝日、年末年始を除く、AM8:45～PM5:30
申 込 場 所	市役所防災対策室、北村・栗沢支所、幌向サービスセンター ※申し込みの際は身分証明書を持参してください。

雪下ろし安全装備



※安全に雪下ろしを行うため、市HPで公開している、【雪下ろし安全ガイド】をお読みください。

冬の生活に関する注意事項

■水道管の凍結防止について

冬になり気温が低下すると水道管が凍結することがあります。水道管が凍結すると、解氷作業及び水道管破損による修理に多くの時間や費用がかかり、当分の間、水道が使用できなくなります。天気予報などを確認し、凍結防止対策をとりましょう。

- ◆就寝前や旅行など長時間にわたって水道を使用しないときは、「水抜き」をしましょう。
- ◆凍結した場合はタオルなどをかぶせたうえで、お湯をかけると水が出る場合があります。

注：水道管に直接熱湯をかけたり、直接火を当てたりすると、水道管が破裂して水漏れの原因となる場合がありますのでご注意ください。

- ◆解氷を試みても水が出ないときや、水道管が破損した場合は市の指定水道工事業者に相談してください。

※市の指定水道工事業者は、広報紙や市ホームページでご確認ください。



気温の低下により凍結がたくさん発生した日は、解氷・修理作業の依頼が大変混み合うため、電話してもすぐに対応できない場合もあります。日頃から凍結防止対策をとりましょう。

■雪庇（せっぴ）対応について

屋根の風下側にできる雪の庇（ひさし）が雪庇です。一旦、雪庇ができると徐々に大きくなり、落下した場合は事故につながったり、軒先や壁面が破損することがあるため、早い段階で取り除きましょう。

雪庇を取り除く際は「雪庇落とし（雪庇を下から落とす専用の道具）」が販売されていますので、必要に応じて利用しましょう。



■家の周りの点検について

F F 式ストーブの給排気筒が雪でふさがらないよう付近の除雪を行いましょう。また、灯油タンクやLPガス容器の配管等に破損がないか、日頃から家の周りを点検しましょう。（灯油タンクが油漏れした場合の処理費用は原因者の負担となります）



■家庭用除雪機による事故防止について

家庭用除雪機は、軽くて小さいため女性や高齢者でも手軽に扱える反面、使い方を誤ると大事故につながる可能性があります。家庭用除雪機を使用する際は、次の点に注意して使用しましょう。



◆家庭用除雪機の盗難にご注意を！

降雪期には、家庭用除雪機の盗難が発生しています。被害に遭わないよう盗難防止の措置を行ってください。

盗難被害防止のポイントは、

- ・必ずエンジンキーを抜く
- ・屋外に置いたままにせず、物置や車庫に入れ、出入り口を施錠する
- ・物置や車庫内でもカギやチェーンで除雪機を固定する

また、やむを得ず屋外に置く場合には、家の中から見える場所で、除雪機をチェーンで支柱に結束するなどの盗難防止対策をしておきましょう。

■雪みち転倒防止対策について（雪みちを安全に歩くために）

雪みちには気温や場所により様々な状態があります。転んでケガをせず、冬を健康で快適に過ごせるよう歩き方や注意点についてお知らせします。

◆転びやすい雪みちの状態

ざらめ雪	人や車でかき混ぜられ、ザクザクした砂糖の「ざらめ」のような状態
ツルツル路面	融けたり凍ったりを繰り返し、さらにタイヤで磨かれ、スケートリンクのように滑りやすい状態
そろばん道路	「そろばん」の玉のような雪のコブがたくさんできている状態

◇こんな場所は要注意！

横断歩道	凸凹や段差があって滑りやすく、またタイヤの摩擦により磨かれている
乗降場所	バスやタクシーの乗降場所は、人や車で踏み固められて滑りやすい
店舗の出入口	靴の裏に雪がついていると、店舗の出入り口の床（特にタイル）では滑りやすい

◇こんなときは要注意！

冬期の初め	雪の降りはじめや、凍結路面の歩き方に慣れていないときなど
寒暖差の大きい日	日中の気温がプラスになったり、雨が降ったりしたあと、気温が低下し路面が凍結したとき

◇こんな人は要注意！



◆雪みちの歩き方（ツルツル路面でのポイント）

- 小さな歩幅でそろそろ歩く
- 靴の裏全体をつけて歩く
- 急がず焦らず歩く

■その他の注意事項について

◇子どもに対する注意喚起を！

子どもが軒先や道路脇の雪山など、危険な場所で遊んでいるのを見かけたら注意しましょう。

◇悪天候時には外出を控えましょう！

暴風や大雪など、悪天候の時には、視界や足もと、道路状況が悪くなるため、事故が発生しやすい状況になることから、不要・不急の外出は控えましょう。

冬の生活に関する主な問合せ先・連絡先

◆ 冬の生活を暮らすため必要と思われる問合先・連絡先をまとめました。

各自が加えるなどして、活用してください。

■市道の除排雪に関すること		電話番号
除排雪対策本部（11月中旬～3月末）		22-8400
■雪対策に関する市役所の問合せ先（除排雪以外）		電話番号
◇気象情報、安全対策や防災などに関すること ・ 防災対策室		35-4823
・ 北村支所		56-2001
・ 栗沢支所		45-2411
◇高齢者世帯などの支援に関すること ・ 高齢介護課		35-4132
◇小中学校や教育施設などに関すること ・ 教育委員会（であえーる）		35-5121
◇空き家に関すること ・ 市民連携室		35-4267
■国道の除排雪に関すること		電話番号
岩見沢道路事務所（北海道開発局 札幌開発建設部）		22-4000
■道道の除排雪に関すること		電話番号
札幌建設管理部 岩見沢出張所（空知総合振興局）		26-3011
■その他、冬の生活に関する問合せ先・連絡先		電話番号
岩見沢消防署		22-4300 （119番）
岩見沢警察署		22-0110 （110番）
社会福祉協議会		22-2960
J R案内		22-0292
中央バス案内		22-0761
新篠津交通		57-2575
町会・自治会長（ ）		—
民生・児童委員（ ）		—
小学校 （ ）		—
中学校 （ ）		—

令和7年10月1日